

北上市告示甲第92号

北上市ごみ袋等取扱店要綱（平成20年北上市告示甲第43号）を次のように改正する。

令和7年3月17日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（取扱業務の委託） 第2 市長は、ごみ袋等の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を<u>ごみ袋等の取扱店（以下「取扱店」という。）に委託するものとする。</u> （取扱業務の内容） 第3 取扱業務の内容は、条例第2条第1号に規定する家庭ごみ手数料（以下「手数料」という。）の徴収<u>及び納付</u>並びにごみ袋等の交付及び在庫管理とする。 （取扱店の条件） 第4 取扱業務の委託を受けることができる者は、物品の販売を業としている者又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人若しくはそれに準ずる活動を行っている組織（以下「民間非営利組織」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) [略]	（取扱業務の委託） 第2 市長は、ごみ袋等の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を<u>委託し、店舗又は事務所において取り扱わせるものとする。</u> （取扱業務の内容） 第3 取扱業務の内容は、条例第2条第1号に規定する家庭ごみ手数料（以下「手数料」という。）の徴収並びにごみ袋等の交付及び在庫管理とする。 （<u>取扱業務資格者</u>） 第4 取扱業務の委託を受けることができる者<u>（以下「取扱業務資格者」という。）</u>は、物品の販売を業としている者又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人若しくはそれに準ずる活動を行っている組織（以下「民間非営利組織」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) [略]

(2) 手数料収納の適正な事務処理及び手数料の収納及びごみ袋等の管理が適正にできること。

(3) 過去3年間市税を滞納していないこと。（ただし、民間非営利組織の場合はこの限りでない。）

(取扱店の申込み)

第5 取扱業務の委託を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、ごみ袋等取扱業務申込書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、市長に申込みをしなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 納税証明書（民間非営利組織の場合を除く。）

(4) 総会資料又は活動を証する書類（民間非営利組織の場合に限る。）

(5) [略]

(取扱店の責務)

第7 取扱店は、委託契約事項を遵守するとともに、次に掲げ

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、手数料について指定を受けていること。

(受託の申込み)

第5 取扱業務の委託を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、ごみ袋等取扱業務申込書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、市長に申込みをしなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

2 前項の規定による申込みをする場合において、申込者は、あわせて地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類に加えて財務資料その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し出ることができる。この場合において、ごみ袋等取扱業務申込書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の申出書とみなす。

(責務)

第7 取扱業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、

る事項を適正に行わなければならない。

- (1) 需要に足りる数量のごみ袋等を常備し、適正に在庫を管理すること。
- (2) ごみ袋等の交付を受けようとする者から手数料を徴収し、ごみ袋等を交付すること。
- (3) 店舗又は事務所の見やすい場所に取扱店であることを示す標識（様式第3号）を掲示すること。

（発注）

第8 取扱店は、ごみ袋等の引渡しを受けようとするときは、市長に対して必要数量を発注するものとする。

2 [略]

（請求）

第9 第8の発注に基づき、市長は、取扱店がごみ袋等を受領したことを確認したときは、取扱店に対して、納入通知書により手数料の納入を請求するものとする。

（手数料の納入）

第10 取扱店は、市長から第9の請求があったときは、市長が指定する期日までに手数料を納入しなければならない。

（取扱委託料）

第11 市長は、納入された手数料の100分の6に相当する額を取扱委託料として取扱店に支払うものとする。

委託契約事項を遵守するとともに、次に掲げる事項を適正に行わなければならない。

- (1) ごみ袋等の交付を受けようとする者から手数料を徴収し、ごみ袋等を交付すること。
- (2) 取扱業務を履行する店舗又は事務所（以下「取扱店」という。）において、それぞれ需要に足りる数量のごみ袋等を常備し、適正に在庫を管理すること。
- (3) 取扱店の見やすい場所に取扱店であることを示す標識（様式第3号）を掲示すること。

（発注）

第8 受託者は、ごみ袋等の引渡しを受けようとするときは、取扱店ごとに市長に対して必要数量を発注するものとする。

2 [略]

（請求）

第9 第8の発注に基づき、市長は、取扱店へのごみ袋等の納入を確認したときは、受託者に対して、取扱店ごとに納入通知書により手数料の納入を請求するものとする。

（手数料の納入）

第10 受託者は、市長から第9の請求があったときは、市長が指定する期日までに、取扱店ごとに手数料を納入しなければならない。

（取扱委託料）

第11 市長は、納入された手数料の100分の6に相当する額を取扱委託料として受託者に支払うものとする。

(指示等)

第13 市長は、必要があると認めるときは、取扱店に対して、ごみ袋等の取扱方法その他必要な事項に関して指示し、又は報告を求めることができる。

(申込内容の変更)

第14 取扱店は、第5の申込内容を変更したときは、速やかに市長にごみ袋等取扱業務申込内容変更届出書(様式第4号)により届け出るものとする。

(取扱業務の廃止)

第15 取扱店は、取扱業務を廃止しようとするときは、特別な事情がある場合を除き、30日前までにごみ袋等取扱業務廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(委託の解除)

第16 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱業務の委託を解除することができる。

(1) 第4に規定する取扱店の条件を欠いたとき。

(指示等)

第13 市長は、必要があると認めるときは、受託者に対して、ごみ袋等の取扱方法その他必要な事項に関して指示し、又は報告を求めることができる。

(申込内容の変更)

第14 受託者は、第5の申込内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長にごみ袋等取扱業務申込内容変更届出書(様式第4号)により届け出るものとする。

2 前項の規定による届け出をする場合において、受託者は、当該変更が地方自治法第243条の2第3項に規定する変更であるとき又は北上市会計規則(平成6年北上市規則第7号)第35条第2項の規定により告示した事項に係る変更であるときは、その旨をあわせて市長に届け出ることができる。この場合において、ごみ袋等取扱業務申込内容変更届出書は、地方自治法施行規則第12条の2の15第2項において準用する同条第1項の届出書とみなす。

(取扱業務の廃止)

第15 受託者は、取扱業務を廃止しようとするときは、特別な事情がある場合を除き、あらかじめごみ袋等取扱業務廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(委託の解除)

第16 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱業務の委託を解除することができる。

(1) 第4に規定する取扱業務資格者の条件を欠いたとき。

(2)・(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取扱店として不適当と認めたとき。

(返却等)

第17 取扱店は、第15の規定により取扱業務を廃止したとき、又は第16の規定により取扱業務の委託を解除されたときは、その保有するごみ袋等を直ちに市長に返却しなければならない。

2 市長は、返却されたごみ袋等に相当する既納入の手数料から相当分の取扱委託料を差し引いた額を取扱店に還付するものとする。

(契約期間)

第18 契約の期間は、契約の締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、契約期間が満了する1か月前までに、市長及び取扱店が書面により契約を更新しない旨の通告をしなかったときは、契約期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(補則)

第19 [略]

様式第1号(第5関係)

[略]

氏名(名称又は代表者)

(2)・(3) [略]

(4) 地方自治法第243条の2の3の規定による指定の取り消しを受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が受託者として不適当と認めたとき。

(返却等)

第17 受託者は、第15の規定により取扱業務を廃止したとき、又は第16の規定により取扱業務の委託を解除されたときは、その保有するごみ袋等を直ちに市長に返却しなければならない。

2 市長は、返却されたごみ袋等に相当する既納入の手数料から相当分の取扱委託料を差し引いた額を受託者に還付するものとする。

(補則)

第18 [略]

様式第1号(第5関係)

[略]

氏名又は名称

[略]

北上市ごみ袋等取扱業務の委託を受けたいので、北上市ごみ袋等取扱店要綱第5の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

[略]	
添付書類	1・2 [略]
	3 <u>納税証明書（民間非営利組織の場合を除く。）</u>
	4 <u>総会資料又は活動を証する書類（民間非営利組織の場合に限る。）</u>

様式第2号（第6関係）

[略]

氏名（名称又は代表者）

取扱店番号

[略]

北上市ごみ袋等取扱店要綱第6の規定により、次のとおり、北上市ごみ袋等取扱業務の委託を決定します。

<u>店舗又は事務所名</u>	
<u>所在地</u>	
<u>担当責任者</u>	
<u>条件</u>	
<u>北上市ごみ袋等取扱店要綱及び業務委託契約書を遵守する</u>	

[略]

北上市ごみ袋等取扱業務の委託を受けたいので、北上市ごみ袋等取扱店要綱第5の規定により、関係書類を添えて申し込みます。（併せて、指定公金事務取扱者の指定を受けたいので、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の規定により申し出ます。）

[略]	
添付書類	1・2 [略]

様式第2号（第6関係）

[略]

氏名又は名称

[略]

北上市ごみ袋等取扱店要綱第6の規定により、北上市ごみ袋等取扱業務の委託を決定します。

こと。

様式第 4 号（第14関係）

[略]

氏名（名称又は代表者）

[略]

ごみ袋等取扱業務の申込内容を変更したので、北上市ごみ袋等取扱店要綱第14の規定により、次のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
[略]		
所在地	[略]	
代表者名		
電話番号	[略]	
[略]		

備考 変更事項のみ記載すること。

様式第 4 号（第14関係）

[略]

氏名又は名称

[略]

ごみ袋等取扱業務の申込内容を変更するので、北上市ごみ袋等取扱店要綱第14（及び地方自治法第243条の2第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

北上市ごみ袋等取扱店要綱に関すること

	変更前	変更後
〔略〕		
所在地	〔略〕	
電話番号	〔略〕	
〔略〕		

備考 変更事項のみ記載すること。複数の店舗又は事務所に変更がある場合は別紙可。

地方自治法第243条の2第3項に基づく届出

	変更前	変更後
申 込 者		
氏 名 又 は 名 称		
申 込 者 住 所		

備考 変更事項のみ記載すること。

様式第 5 号（第15関係）

[略]

氏名（名称又は代表者）

[略]

ごみ袋等取扱業務を廃止したいので、北上市ごみ袋等取扱店要綱第15の規定により、次のとおり届け出ます。

<u>店舗又は事務所名</u>	
<u>所在地</u>	
[略]	
<u>廃止の理由</u>	

様式第 5 号（第15関係）

[略]

氏名又は名称

[略]

ごみ袋等取扱業務を廃止し当該業務委託契約を解除したいので、北上市ごみ袋等取扱店要綱第15の規定により、次のとおり届け出ます。

<u>氏名又は名称</u>	
<u>住所</u>	
[略]	
<u>ごみ袋等の 在庫数量</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。